

## ○富山県旅館業法施行規則

昭和33年5月15日

富山県規則第22号

〔富山県旅館業法施行細則〕を定め、ここに公布する。

### 富山県旅館業法施行規則

(平12規則37・改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、法、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び富山県旅館業法施行条例（昭和33年富山県条例第12号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平12規則37・追加、平15規則27・一部改正)

(営業許可の申請)

第2条 省令第1条第1項に規定する申請書は、旅館業許可申請書（様式第1号）とし、営業施設の所在地を所管する富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第1条に規定する厚生センターの長（以下「厚生センター所長」という。）に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 申請者が法人である場合においては、次に掲げる書類

- ア 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書
- イ 役員名簿（住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの）
- ウ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
- エ 営業施設の周囲200メートル以内の見取図（法第3条第3項に規定する施設がある場合は、その施設の位置及び名称を記入したもの）
- オ 営業施設又はその施設の敷地が申請者以外の者の所有である場合は、これらの所有者の承諾書
- カ 営業施設の構造設備等の概要（様式第1号の2）、各階平面図及び断面図
- キ 宿泊者が利用する浴室（客室に設置される浴室を除く。以下「共同浴室」という。）を設ける場合は、当該共同浴室に係る湯水の配管の系統を明らかにする図面
- ク 法第3条第2項第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しない

ことを誓約する書面

- (2) 申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員）を含む。以下この号において同じ。）が個人である場合においては、次に掲げる書類
- ア 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
- イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書
- ウ 法第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- エ 前号エからキまでに掲げる書類
- （昭61規則47・全改、平12規則37・旧第1条繰下・一部改正、平13規則20・平14規則44・平16規則30・平17規則2・平30規則12・令元規則56・令2規則61・令5規則43・一部改正）

（営業承継の承認申請）

第3条 省令第1条の3第1項に規定する申請書は、旅館業の譲渡による営業承継承認申請書（様式第1号の3）とし、厚生センター所長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3) 譲受人が法人の場合にあつては、法人の役員名簿（住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの）
- (4) 譲受人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書（譲受人が法人の場合にあつては、法人の役員の証明書）
- (5) 前条第2項第2号イに掲げる書類
- (6) 譲受人が法第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（譲受人が法人の場合にあつては、同項第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面）
- 3 省令第2条第1項に規定する申請書は、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）たる法人の合併の場合にあつては旅館業営業者たる法人の合

併承認申請書（様式第2号）とし、営業者たる法人の分割の場合にあつては旅館業営業者たる法人の分割承認申請書（様式第2号の2）とし、厚生センター所長に提出するものとする。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 合併法人等の役員名簿（住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの）
- (3) 合併法人等の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
- (4) 前条第2項第1号クに掲げる書類

5 省令第3条第1項に規定する申請書は、旅館業の相続人の承認申請書（様式第3号）とし、厚生センター所長に提出するものとする。

6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の旅館業営業者相続同意証明書（様式第4号）
- (3) 前条第2項第2号アからウまでに掲げる書類  
(平13規則20・全改、平14規則44・平30規則12・令元規則56・令2規則61・令5規則43・一部改正)  
(変更等の届出)

第4条 省令第4条の規定による届出は、旅館業許可事項変更（停止・廃止）届出書（様式第5号）を、厚生センター所長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 営業施設の構造設備の変更の場合 変更内容を示す図面
- (2) 前号以外の変更の場合 変更内容を証する書類
- (3) 営業の廃止の場合 営業許可書

3 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、省令第4条の規定による届出をする

ものとする。ただし、第1号又は第3号の場合にあつては戸籍法（昭和22年法律第224号）第86条第1項に規定する届出義務者が、第2号の場合にあつてはその法人の清算人が届け出るものとする。

- (1) 営業者が死亡したとき。
- (2) 営業者である法人が解散したとき。
- (3) 営業者が所在不明となつた日から6月を経過したとき。
- (4) 許可を受けた日から6月以内に営業を開始しないとき。
- (5) 引き続き6月以上休業しようとするとき。

（昭61規則47・全改、平12規則37・旧第3条繰下、平13規則20・平14規則44・平16規則30・一部改正）

（宿泊者名簿）

第5条 省令第4条の2第3項第2号の知事が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 年齢
- (2) 到着年月日（下宿営業については、下宿開始年月日）
- (3) 出発（予定）年月日（下宿営業については、転出（予定）年月日）
- (4) 室名

（平13規則20・全改、平15規則27・旧第7条繰上、平17規則29・平30規則12・令5規則43・一部改正）

（清潔）

第6条 条例第5条第2項第3号の規則で定める措置は、同一の宿泊者が利用する同項第1号に規定するものにあつては、同号の規定にかかわらず、寝衣は毎日、その他のものは3日に1回以上は洗濯したものと取り替えることとする。

（平13規則20・追加、平15規則27・旧第8条繰上、平30規則12・一部改正）

（浴槽水の水質基準及び検査方法）

第7条 条例第7条第2号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

- (1) 濁度は、5度以下とすること。
- (2) 全有機炭素(TOC)の量は1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は1リットルにつき25ミリグラム以下とすること。
- (3) 大腸菌は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。
- (4) レジオネラ属菌は、100ミリリットルにつき10シーエフユー未満とすること。

2 前項に規定する水質基準の検査方法は、次のとおりとする。

- (1) 濁度及び全有機炭素(TOC)の量にあつては、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定により環境大臣が定める検査方法とすること。
- (2) 過マンガン酸カリウム消費量にあつては、滴定法とすること。
- (3) 大腸菌にあつては、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年／厚生省令／建設省令／第1号）第6条の規定による検定方法とすること。
- (4) レジオネラ属菌にあつては、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法とすること。

3 温泉等を使用するものであつて、その湯水の成分により第1項第1号又は第2号の基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認められる場合は、これらの基準によらないことができる。

（平13規則20・追加、平15規則27・旧第9条繰上、平16規則30・平17規則29・平30規則12・令元規則56・令7規則25・一部改正）

（浴室の衛生管理）

第8条 条例第7条第6号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 浴槽水は、前条第1項第3号及び第4号の水質基準に適合するよう塩素消毒その他適切な方法による消毒を行うこと。
- (2) 浴槽内に気泡が発生する装置等を設ける場合は、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口に土ぼこり、浴槽水等が入らないようにするための措置を講ずること。
- (3) 浴槽水については、入浴施設の利用状況等に応じて前条第1項各号に掲げる水質基準に係る検査を1年に1回以上行い、衛生管理が適切かどうかを確認すること。
- (4) タオル、くし、かみそりその他これらに類するものを入浴者に貸与する場合は、新しいもの又は消毒したもの（かみそりにあつては、新しいものに限る。）と取り替えること。
- (5) 浴槽水の消毒及び入替え、第3号の規定による検査の結果並びに浴槽等の消毒及び清掃等の衛生管理状況の記録を作成し、3年以上保存すること。

（平13規則20・追加、平15規則27・旧第10条繰上、平22規則28・平30規則12・令元規則56・一部改正）

（構造設備の基準）

第9条 条例第10条第1項第3号イの規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 汚水を停滞することなく、下水溝等に排水できる構造であること。
- (2) 浴槽からのいつ水及び洗い場の湯水が、浴槽内に流入しないようにするため、床面

に適當な勾配を設ける等適切な措置が講じられていること。

- (3) 循環ろ過装置を設ける場合は、浴槽の容量に応じた十分なろ過能力を有するものであること。
- (4) 浴槽水をシャワー又は上がり用湯に使用しない構造であること。
- (5) 24時間を超えて使用される浴槽水を気泡が発生する装置等又は打たせ湯等の設備に使用しない構造であること。
- (6) 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外と屋内の浴槽水が配管を通じて混じらない構造であること。

(平15規則27・追加、平28規則8・平28規則53・平30規則12・一部改正)

(基準の特例)

第10条 条例第11条に規定する必要な特例は、条例第10条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、土地の状況その他やむを得ない理由があり、かつ、公衆衛生の維持に支障がない場合は、条例第10条第1項第1号、第2号並びに第4号ア及びイに掲げる基準に適合することとする。

(平15規則27・追加、平16規則30・平28規則8・平28規則53・平30規則12・一部改正)

(水質基準不適合の場合の届出)

第11条 営業者は、第8条第3号の規定による検査の結果、第7条第1項第4号の水質基準に適合しなかつたときは、速やかに、その旨を厚生センター所長に届け出るものとする。

(平22規則28・追加、平30規則12・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 富山県旅館業法施行細則（昭和23年富山県規則第53号）は、廃止する。

附 則（昭和38年規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年規則第47号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則（平成6年規則第15号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成12年規則第37号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりした許可、認可その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりした許可、認可その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

5 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成13年規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定、様式第2号の改正規定、様式第2号の次に1様式を加える改正規定並びに様式第3号及び様式第5号の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際に旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けている営業者に係る施設であって、その浴室において、24時間を超えて使用される浴槽水を気泡が発生する装置等又は打たせ湯等の設備に使用する構造を有するものについては、当該営業者が、この規則の施行の日から1箇月以内に引き続き使用しようとする旨を県の保健所長に届け出た場合は、第9条第1項第5号の基準を適用しないことができる。

(平22規則28・一部改正)

- 3 前項の場合において、当該施設の営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 浴槽水に係るレジオネラ属菌の検査を3箇月に1回以上行うこと。
  - (2) 浴槽、循環ろ過装置及び浴槽水が循環する配管等の消毒及び清掃の頻度を増やす等衛生管理を徹底すること。
  - (3) 第1号の検査の結果の記録を作成し、3年以上保存すること。
- 4 この規則の施行の際現に法第3条第1項の許可を受けている営業者に係る施設であつて、屋外に浴槽を設けており、かつ、その構造が第5条第1項第8号ケに規定する基準に適合しない場合は、当該施設の浴室又は屋外の浴槽に係る増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えが行われるまでの間は、当該基準を適用しない。
- 5 この規則の施行の際現に法第3条第1項の許可を受けている営業者に係る施設であつて、共用の客用便所を設けており、かつ、その構造が第5条第1項第9号ウの基準に適合しない場合は、当該施設の共用の客用便所に係る増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えが行われるまでの間は、当該基準を適用しない。
- 6 営業者は、附則第3項第1号の規定による検査の結果、第7条第1項第4号の水質基準に適合しなかつたときは、速やかに、その旨を営業施設の所在地を所管する富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第1条に規定する厚生センターの長に届け出るものとする。

(平22規則28・追加)

附 則（平成14年規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

附 則（平成15年規則第27号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第30号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年規則第29号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第28号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第8号）

この規則は、富山県旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第26号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成28年4月25日）

附 則（平成28年規則第53号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県旅館業法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成30年規則第12号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。ただし、様式第2号から様式第3号までの改正規定（「届出者」を「申請者」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県旅館業法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年規則第56号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、様式第1号及

び様式第2号から様式第3号までの改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県旅館業法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和2年規則第61号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年規則第29号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年規則第43号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

---

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則(令和7年規則第6号)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第6条 この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この規則の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。

以下この項において「旧刑法」という。) 第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第7条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則(令和7年規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

---

附 則(令和7年規則第25号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中第7条第2項第1号の改正規定及び第2条中第4条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(富山県旅館業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日から令和7年4月30日までの間において、水質基準の検査を行うときは、第1条の規定による改正後の富山県旅館業法施行規則第7条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

## 様式第1号(第2条関係)

## 旅館業許可申請書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住所

ふりがな

申請者 氏名

年 月 日生

性別 男 ・ 女

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、その名称及び代表者の氏名  
(電話番号)〕

旅館業法第3条第1項の規定により、旅館業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業施設 名称	所在地			
営業の種別	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿			
営業開始予定年月日	年 月 日			
申請者の欠格事項該 当の有無(1から5ま でについては、法 人の業務を行 う役員を 含む。)	1	精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに 当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に 行うことができない者	有	・ 無
	2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有	・ 無
	3	拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しく は同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処 せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ とがなくなつた日から起算して3年を経過してい ない者	有	・ 無
	4	旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取 消しの日から起算して3年を経過していない者	有	・ 無
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力 団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日 から起算して5年を経過しない者(以下「暴力団員 等」という。)	有	・ 無
	6	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未 成年者でその法定代理人(法定代理人が法人であ る場合においては、その役員を含む。)が1から5 までのいずれかに該当するもの	有	・ 無
	7	暴力団員等がその事業活動を支配する者	有	・ 無
	清純な施設環境を保 全する必要がある施 設	旅館業法第3条第3項に規定する 施設(該当する場合は、名称及び その敷地までの距離)	有	〔 m 〕

特例施設(該当する場合は、その項目の番号に○印を付ける。)	1	キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 (営業期間 から まで)
	2	交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
	3	体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 (営業期間 から まで)
	4	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設
営業施設の所有者	住所	
	氏名	
営業施設の敷地の所有者	住所	
	氏名	
営業施設の構造設備等の概要	別添のとおり	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合においては、次に掲げる書類
- ア 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書
- イ 役員名簿(住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの)
- ウ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。(2)において同じ。)の長の証明書
- エ 営業施設の周囲 200メートル以内の見取図(旅館業法第3条第3項に規定する施設がある場合は、その施設の位置及び名称を記入したもの)
- オ 営業施設又はその施設の敷地が申請者以外の者の所有である場合は、これらの所有者の承諾書
- カ 営業施設の構造設備等の概要(様式第1号の2)、各階平面図及び断面図
- キ 宿泊者が利用する浴室(客室に設置される浴室を除く。以下「共同浴室」という。)を設ける場合は、当該共同浴室に係る湯水の配管の系統を明らかにする図面
- ク 旅館業法第3条第2項第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員)を含む。アにおいて同じ。)が個人である場合においては、次に掲げる書類
- ア 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書
- ウ 旅館業法第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- エ (1)エからキまでに掲げる書類

## 様式第1号の2(第2条関係)

## 営業施設の構造設備等の概要

建物の構造		造り	地上階	階地下階	棟	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>	(簡易宿所)	m <sup>2</sup>				
客室の数及び定員	面積(定員)	寝台を設ける客室(階層式寝台を設ける場合は、室数を○で囲む。)					寝台を設けない客室					計	便所が付設されていない客室の定員				
		m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	小計 ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )						
	階																
	階																
	階																
	階																
	階																
客室	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )					
	旅館・ホテル営業の場合		客室等を外部から見通せない設備			有・無		共同浴室	脱衣室			有・無					
	ガス設備を設ける場合	専用の元栓			有・無			脱衣室	くず入れ			有・無					
		ガス管の接続			有・無			浴室	かみそり廃棄容器			有・無					
		注意書の掲示			有・無			気泡発生装置等( )	有・無			有・無					
	くず入れ					有・無		入浴設備	タオル、くし、かみそり等の貸与			有・無					
	玄関帳場	旅館・ホテル営業の場合	宿泊客と面接できる構造			有・無			汚水を停滞することなく排水できる構造			有・無					
	便所	防虫、防臭の設備					有・無		いつ水等が浴槽内に入らない構造			有・無					
		流水式手洗					有・無		循環ろ過装置			有・無					
		換気ができる構造等(機械・自然)					有・無		浴槽水をシャワー又は上がり用湯に使用しない構造			有・無					
共同便所の便器数	階						計		24時間を超えて使用する浴槽水を気泡発生装置等に使用しない構造			有・無					
	男								屋外と屋内の浴槽水が混じらない構造			有・無					
	女							洗面設備の数	階				計				
計									計								
寝具の数								組	必要な事項が記載できる宿泊者名簿			有・無					

備考 「共同便所の便器数」の欄には、許可の申請に当たつて宿泊者の数を9人以下とするときは、計のみ記入すること。

## 様式第1号の3（第3条関係）

## 旅館業の譲渡による営業承継承認申請書

年 月 日

富山県

厚生センター所長 殿

住所

譲受人 氏名

(電話番号 )

年 月 日生

性別 男 ・ 女

住所

譲渡人 氏名

(電話番号 )

〔法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名〕

旅館業法第3条の2第1項の規定により、譲渡による旅館業の営業者の地位の承継に係る承認を受けたいので、次のとおり申請します。

譲渡の予定年月日	年 月 日		
営業施設	所在地		
	名称		
営業の種別	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿		
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
譲受人の欠格事項該当の有無（1から5までについては、法人の業務を行う役員を含む。）	1	精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有・無
	2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有・無
	3	拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者	有・無
	4	旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有・無
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定	有・無

	する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくかつた日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	
6	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から5までのいずれかに該当するもの	有・無
7	暴力団員等がその事業活動を支配する者	有・無
清純な施設環境を保全する必要がある施設	旅館業法第3条第3項に規定する施設（該当する場合は、名称及びその敷地までの距離）	有（ m）・無

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 謙受人が法人の場合にあつては、謙受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3) 謙受人が法人の場合にあつては、法人の役員名簿（住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの）
- (4) 謙受人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書（謙受人が法人の場合にあつては、法人の役員の証明書）
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書
- (6) 謙受人が旅館業法第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（謙受人が法人の場合にあつては、同項第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面）

## 様式第2号(第3条関係)

## 旅館業営業者たる法人の合併承認申請書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

主たる事務所の所在地

申請者

名称及び代表者の氏名

(電話番号 )

旅館業法第3条の3第1項の規定により、旅館業営業者たる法人の合併の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

合併後存続する法人又は合併により設立される法人	主たる事務所の所在地			
	名称及び代表者の氏名			
合併により消滅する法人	主たる事務所の所在地			
	名称及び代表者の氏名			
合併の予定年月日		年 月 日		
営業施設	所在地			
	名称			
営業種別		旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	
申請者の欠格事項該当の有無(1から5までについて、その業務を行う役員を含む。)	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有・無		
	2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有・無		
	3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者	有・無		
	4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有・無		
	5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)	有・無		
	6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人人が法人である場合においては、その役員を含む。)が1から5までのいざれかに該当するもの	有・無		
	7 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有・無		

清純な施設環境を保全する必要がある施設	旅館業法第3条第3項に規定する施設(該当する場合は、名称及びその敷地までの距離)	有 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 無
---------------------	--	--

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員名簿(住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの)
- (3) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書
- (4) 旅館業法第3条第2項第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

## 様式第2号の2(第3条関係)

## 旅館業営業者たる法人の分割承認申請書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

主たる事務所の所在地

申請者

名称及び代表者の氏名

(電話番号 )

旅館業法第3条の3第1項の規定により、旅館業営業者たる法人の分割の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

分割により旅館業を承継する法人	主たる事務所の所在地			
	名称及び代表者の氏名			
分割前の法人	主たる事務所の所在地			
	名称及び代表者の氏名			
分割の予定年月日		年 月 日		
営業施設	所在地			
	名称			
営業種別		旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
許可年月日		年 月 日	許可番号	第 号
申請者の欠格事項該当の有無(1から5までについて、その業務を行う役員を含む。)	1	精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに行うことができない者	有・無	
	2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有・無	
	3	拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者	有・無	
	4	旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有・無	
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)	有・無	
	6	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が1から5までのいずれかに該当するもの	有・無	
	7	暴力団員等がその事業活動を支配する者	有・無	

清純な施設環境を保全する必要がある施設	旅館業法第3条第3項に規定する施設(該当する場合は、名称及びその敷地までの距離)	有 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 無
---------------------	--	--

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 分割により旅館業を承継する法人の役員名簿(住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの)
- (3) 分割により旅館業を承継する法人の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書
- (4) 旅館業法第3条第2項第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

## 様式第3号(第3条関係)

## 旅館業の相続人の承認申請書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住 所

申請者

ふりがな

氏 名

年 月 日生

(電話番号 )

旅館業法第3条の4第1項の規定により、旅館業の相続人の承認を受けたいので、次とおり申請します。

被相続人	住 所		
	ふりがな 氏 名		
被相続人との続柄		他の相続人の有無	有・無
相続開始の年月日	年 月 日		
営業施設	所 在 地		
	名 称		
営 業 種 別	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第 号
申請者の欠格事項該当の有無	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有・無	
	2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有・無	
	3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者	有・無	
	4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有・無	
	5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)	有・無	
	6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が1から5までのいずれかに該当するもの	有・無	
	7 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有・無	

清純な施設環境を保全する必要がある施設	旅館業法第3条第3項に規定する施設(該当する場合は、名称及びその敷地までの距離)	有 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 無
---------------------	--	--

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の旅館業営業者相続同意証明書(様式第4号)
- (3) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書
- (4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書
- (5) 旅館業法第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

様式第4号(第3条関係)

旅館業営業者相続同意証明書

富山県 厚生センター所長 殿

住 所

証明者

氏 名

次のとおり旅館業の営業者について相続があつたことを証明します。

被 相 続 人	住 所			
	氏 名			
旅館業営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者	住 所			
	氏 名			
営 業 施 設	所在地			
	名 称			
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第 号	

備考 証明書は、旅館業の営業者の地位を承継すべき者として選定された者以外の相続人全員についてそれぞれ作成すること。

## 様式第5号(第4条関係)

## 旅館業許可事項変更(停止・廃止)届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住 所

届出者

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、その名称及び代表者の氏名  
(電話番号)

旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

営業施設	所 在 地				
	名 称				
営 業 種 別		旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	
許 可 年 月 日		年 月 日	許可番号	第 号	
届 出 事 項					
届 出 理 由					

## 備考

- 1 「届出事項」の欄には、変更の場合にあつては変更前及び変更後の事項並びに変更年月日を、営業の停止及び休業の場合にあつてはその期間を、営業の廃止の場合にあつては廃止年月日を記入すること。
- 2 営業施設の構造を変更したときは、変更内容を示す図面を添付すること。
- 3 前項以外の事項を変更したときは、変更内容を証する書類を添付すること。
- 4 営業の廃止の場合は、営業許可書を添付すること。

様式第1号（第2条関係）

（平30規則12・全改、令元規則56・令2規則61・令3規則29・令5規則43・令7規則6・一部改正）

様式第1号の2（第2条関係）

（平30規則12・全改）

様式第1号の3（第3条関係）

（令5規則43・追加、令7規則6・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平13規則20・全改、平14規則44・平30規則12・令元規則56・令5規則43・令7規則6・一部改正）

様式第2号の2（第3条関係）

（平13規則20・追加、平14規則44・平30規則12・令元規則56・令5規則43・令7規則6・一部改正）

様式第3号（第3条関係）

（平13規則20・全改、平14規則44・平30規則12・令元規則56・令2規則61・令5規則43・令7規則6・一部改正）

様式第4号（第3条関係）

（昭61規則47・追加、平6規則15・平11規則4・平12規則37・平14規則44・令3規則29・一部改正）

様式第5号（第4条関係）

（平13規則20・全改、平14規則44・平30規則12・一部改正）